総務課
つくば市
-8.10.27
収受
630

陳情 8 第 10 号

令和 8 年 10 月 27 日

つくば市議会議長　様

つくば市民間保育協議
共同代表 [redacted]

保育行政に関する要望書

1．はじめに

日頃より、保育行政の充実にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
本協議会では、市内の保育施設が直面する課題を共有し、子どもたちに安全で質の高い保育を提供できる体制づくりに取り組んでおります。
昨年度の要望事項を引き継ぐとともに、今年度の現場の状況を踏まえ、以下の 6 項目について要望いたします。

2. 要望事項

(1) 保育人材の確保・定着と育成について

保育士に対する月額 3 万円の処遇改善は、保育人材の確保・定着を支える重要な支援であり、深く感謝申し上げます。今後も人材を安定して確保するため、当該助成金の継続を要望いたします。
一方、市内民間保育施設では、常勤保育士を中心に採用難が続いており、人材紹介会社への手数料負担や、職員不足による園児の受入れ困難も生じています。また、調理員、看護師、事務職員、保育補助者など、多様な職種の確保・定着も課題です。
これらの点を踏まえて、下記項目について要望いたします。

- 保育士養成校・高校等への情報提供等に関する支援
- 保育補助者や周辺業務を担う職員の確保や、人材紹介会社への手数料など、雇用に関する負担増への補助
- 卒園児交流事業の再構築など、保育の仕事への興味を育む取り組みに対しての補助

（2）配慮を必要とする子どもへの支援体制の充実について

発達面・行動面で個別の配慮を必要とする子どもや、食物アレルギー等への対応を必要とする子どもが増えています。現行の職員配置基準や補助制度だけでは、安全の確保と一人一人に応じた支援の両立が難しい場合があり、保育現場の負担も大きくなっています。
また、集団生活に著しい困難を抱える子どもが必要な療育や支援につながりにくいことも、現場・保護者双方の課題です。行政を中心に、医療・療育・保育・教育が連携し、相談から支援利用まで切れ目なくつながる仕組みの構築を要望いたします。
加配職員の確保に向けた支援、専門職による継続的な巡回相談、環境整備への財政支援、職員研修の充実など、各施設の状況に応じた柔軟な支援をお願いいたします。

- 定期的な巡回相談の実施と、保健師・看護師・心理職等への相談体制の整備、関係各機関との連携体制の構築など、保育園・保育士に対する支援
- 配慮を必要とする子どもに関する設備・備品などの充実に関する補助
- 食物アレルギー対応研修やエピペントレーナーを用いた実技研修など、現場の対応力を向上させる取り組みの実施
- 保護者向け相談窓口や療育に関する情報提供の充実などの保護者の理解を深める働きかけの実施

（3）園児数減少を踏まえた持続可能な施設運営について

年度当初の待機児童が解消した現在、地域や施設によっては定員割れが生じています。定員未充足による収入減は、特に低年齢児においては保育単価が高いこともあり、施設の努力だけでは解決が難しいきわめて深刻な問題課題です。
園児数が減少しても、安全で質の高い保育に必要な職員配置や施設の維持管理費を、園児数に応じて減らすことはできません。民間施設では、人件費・物価の上昇や施設の老朽化への対応も重なり、安定的な運営体制の確保が重要となっています。
つきましては、年度当初の定員割れに対する経営安定化支援、やむを得ない定員変更に係る柔軟な対応について、引き続きご検討をお願いいたします。また、既存施設の有効活用を市の中長期的な保育提供体制に位置づけ、地域の実情を踏まえた計画を立案していただくようにお願いいたします。

- 地域別の将来需要予測や定員充足率等の情報提供及び園児数の減少が著しい地域における支援方法の検討
- 既存施設の中長期的な有効利用に関する計画の立案

- 定員未充足施設に対する経営安定化支援、定員変更や職員配置に関する柔軟な制度運用
- 老朽施設の改修、安全対策、環境整備への支援

(4) ICT 活用と事務負担の軽減について

各種調査や実績報告、アンケートなど、保育施設に求められる事務作業は多岐にわたります。同じ情報を複数の書類に記載することや、提出先ごとに異なる様式への対応、調査・報告が短期間に集中することが、職員や管理者の大きな負担となっています。
これは国や県の制度やスケジュールにも関わることなので、つくば市のみで解決する問題ではありませんが、事務負担を軽減し、保育士が子どもと向き合う時間を確保することは、保育の質の向上につながりますので、提出書類の削減、統合、様式の統一、提出期限の調整、電子申請の推進などを段階的に進めていただくよう要望いたします。また、公立・私立施設が一堂に会する機会がなくなってしまっているため、これらの施設間での情報の共有についても、ご尽力いただきますようお願いいたします。

- 事務手続きの簡素化及び電子化、類似の書類の統廃合
- 提出期限の適正化と繁忙期の分散
- 公立・私立施設間の情報共有

(5) 子どもの生活に配慮した施設利用と保護者への共通周知について

保育施設の利用にあたっては、保護者の就労状況や家庭環境を尊重するとともに、子どもの年齢・発達・生活リズムに配慮することが重要です。一方、保育必要量や利用時間、就労状況等に変更があった場合の届出、集団生活における基本的事項などについて、施設ごとの説明だけでは保護者の十分な理解を得ることが難しい場合があります。
子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者と保育施設がそれぞれの役割を理解し、協力して保育を進められるよう、市と保育施設が共通して伝えるべき事項を整理し、分かりやすく周知することを要望いたします。また、施設と保護者が十分な入園準備期間を確保できるよう、入園決定に関する情報提供や通知時期についてもご検討ください。

- 保育施設を利用する上での厳守事項（カスハラ対策を含む）の作成及び利用申込み時における周知
- 入園決定時（途中入園を含む）の情報の早期共有

（6）幼保小接続・地域体験の推進について

子どもたちが小学校生活に期待を持ち、安心して就学を迎えるためには、保育施設と小学校との継続的な交流や相互理解が重要です。一方、移動手段の確保や日程調整、学校ごとに異なる提出様式などが、交流や円滑な情報共有を進める上での課題となっています。
市・学校・保育施設が連携し、幼保小接続と地域体験の機会を充実させる取り組みを実施していただくよう要望いたします。

- 小学校の授業参観、学校見学（オンラインを含む）など交流の活性化
- 幼保小担当者による定期的な意見交換など情報提供・交流の機会の確保
- 小学校から保育施設へ求めるフォーマットの共通化
- 学校訪問時にコミュニティバス等を利用できるなどの支援策の策定

3. 結び

以上、保育現場の実情と昨年度からの継続課題を踏まえ、つくば市の保育提供体制を持続可能なものとし、子どもたちが安心して成長できる環境を整えるため、上記 6 項目についてご検討くださいますようお願い申し上げます。